（別紙１）

いわて若者移住支援金の交付申請に関する誓約書

１　いわて暮らし応援事業（いわて若者移住支援金）に関する報告及び立入調査について、岩手県から求められた場合には、それに応じます。

２　岩手県が実施する移住定住施策に関する調査やインタビューなど、移住定住に係る調査等に協力します。

３　以下の場合には、いわて暮らし応援事業（いわて若者移住支援金）実施要領に基づき、いわて若者移住支援金の全額を返還します。

（１）いわて若者移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合

（２）いわて若者移住支援金の申請日から１年以内に岩手県以外に転出した場合

（３）起業支援金の交付決定を取り消された場合

（就業の場合のみ）

（４）移住支援金の申請日から１年以内にいわて若者移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

以上について、誓約します。

令和　　年　　月　　日

　氏　　名